

議第63号

令和5年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度滋賀県のモーターボート競走事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業収益		千円 70,307,700	千円 6,815,364	千円 77,123,064
	1 営業収益	70,249,465	6,808,686	77,058,151
	2 営業外収益	58,235	6,678	64,913

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業費用		千円 70,293,329	千円 5,927,955	千円 76,221,284
	1 営業費用	68,139,825	5,165,771	73,305,596
	2 営業外費用	1,589,429	772,577	2,362,006
	3 特別損失	564,075	△ 10,393	553,682

（資本的支出）

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額が補正後の資本的支出額に対して不足する額 465,514千円は、建設改良積立金 305,036千円および過年度分損益勘定留保資金 160,478千円で補填するものとする。）

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 929,600	千円 △ 464,086	千円 465,514
	1 建設改良費	929,013	△ 465,293	463,720

	2 投 資	587	1,207	1,794
--	-------	-----	-------	-------

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 377,297	千円 9,778	千円 387,075

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造